

付属統計図表

付1-(2)-1表 雇用形態の転換状況

過去3年間に離職した者のうち、正規雇用から非正規雇用へ転換した者の数(万人)

(年・期)

	2011	12				13				14				15
	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I
総数	131	118	117	117	124	126	134	125	134	134	119	132	132	123
15～24歳	14	13	11	13	12	9	15	7	11	11	9	12	13	14
25～34歳	34	32	31	30	31	30	24	30	30	28	27	29	29	23
35～54歳	35	31	35	31	38	26	32	26	29	31	28	23	28	29
55歳以上	48	42	40	42	43	61	64	61	64	63	55	68	63	57

過去3年間に離職した者のうち、非正規雇用から正規雇用へ転換した者の数(万人)

(年・期)

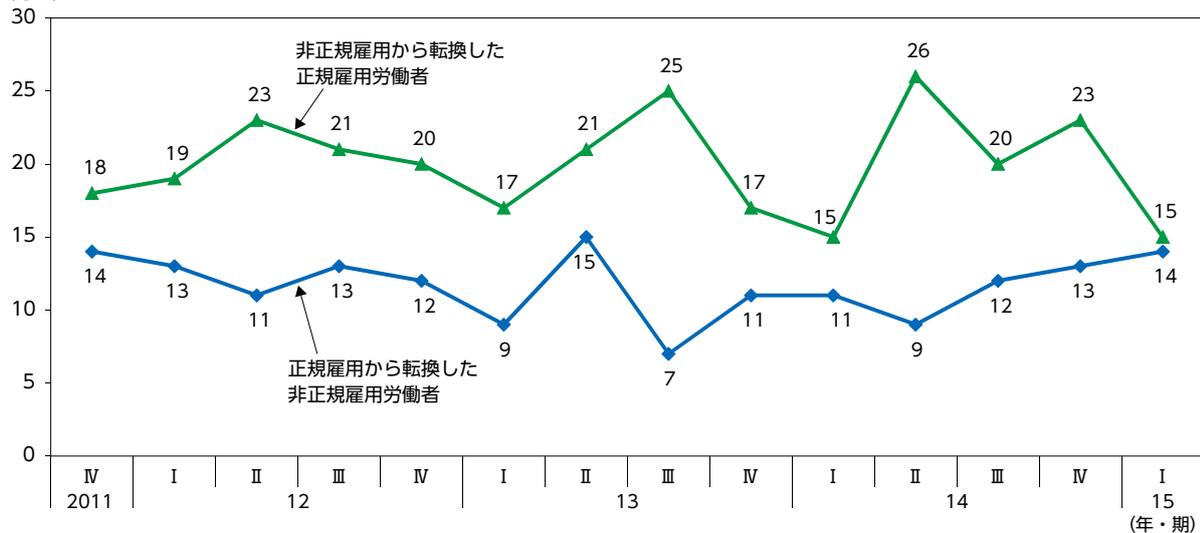
	2011	12				13				14				15
	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I
総数	77	78	76	82	78	72	81	91	82	80	99	79	92	77
15～24歳	18	19	23	21	20	17	21	25	17	15	26	20	23	15
25～34歳	31	29	26	30	28	27	29	37	30	35	38	29	34	27
35～54歳	24	25	24	26	24	23	26	25	31	26	29	24	30	29
55歳以上	4	4	3	5	6	5	5	4	3	4	7	6	6	6

資料出所 総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 非正規雇用から正規雇用へ転換した者の数が、正規雇用から非正規雇用へ転換した者の数を上回った年齢・期間についてマークをしている。

付1-(2)-2図 15～24歳の正規雇用化と非正規雇用化の動き

(万人)



資料出所 総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 数値は過去3年間に離職し、かつ前職から現職で雇用形態が「正規雇用から非正規雇用」もしくは、「非正規雇用から正規雇用」へ転換した者の数。

付1-(2)-3表 外国人の雇用状況

(単位 万人、%)

年	総数		中国		韓国		フィリピン		ベトナム		ブラジル		ハルレー		G8+ オーストラリア+ ニュージーランド		その他	
	前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
2008	48.6	(-)	21.1	(-)	2.1	(-)	4.1	(-)			9.9	(-)	1.5	(-)	4.0	(-)	6.0	(-)
09	56.3	(15.7)	24.9	(18.4)	2.5	(23.3)	4.9	(20.5)			10.4	(5.2)	1.9	(21.1)	4.4	(9.4)	7.3	(20.7)
10	65.0	(15.5)	28.7	(15.2)	2.9	(13.6)	6.2	(26.3)	1.9	(-)	11.6	(11.5)	2.3	(25.9)	4.6	(5.7)	8.6	(18.9)
11	68.6	(5.6)	29.7	(3.5)	3.1	(5.9)	7.0	(13.9)	2.3	(13.4)	11.7	(0.4)	2.5	(7.2)	5.0	(8.9)	9.6	(11.2)
12	68.2	(-0.6)	29.6	(-0.3)	3.2	(3.8)	7.3	(3.7)	2.7	(18.6)	10.2	(-12.8)	2.3	(-7.1)	5.1	(1.7)	7.8	(-18.4)
13	71.8	(5.1)	30.4	(2.5)	3.4	(7.3)	8.0	(10.0)	3.8	(39.9)	9.6	(-6.3)	2.3	(-0.3)	5.4	(4.7)	9.0	(14.4)
14	78.8	(9.8)	31.2	(2.6)	3.7	(8.8)	9.2	(15.0)	6.1	(60.5)	9.4	(-2.1)	2.3	(0.0)	5.7	(5.6)	8.7	(-3.3)

資料出所 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」

(注) 1) 各年10月末の値。

2) 本制度は、2008年10月まで経過措置(2007年10月1日時点で既に雇い入れている外国人労働者については2008年10月1日までに届け出ること)があり、比較可能な2007年データが無いことから2008年の前年比は無い。

付1-(2)-4表 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数 (単位 所、人、%)

産業	事業所数		外国人労働者数	
	実数	構成比	実数	構成比
全産業計	137,053	100.0	787,627	100.0
農業、林業	6,214	4.5	17,541	2.2
漁業	490	0.4	1,711	0.2
鉱業、採石業、砂利採取業	60	0.0	159	0.0
建設業	7,022	5.1	20,560	2.6
製造業	36,140	26.4	272,984	34.7
電気・ガス・熱供給・水道業	79	0.1	171	0.0
情報通信業	6,575	4.8	31,581	4.0
運輸業、郵便業	3,840	2.8	26,269	3.3
卸売業、小売業	22,774	16.6	91,552	11.6
金融業、保険業	989	0.7	7,529	1.0
不動産業、物品賃貸業	1,358	1.0	5,340	0.7
学術研究、専門・技術サービス業	5,334	3.9	27,171	3.4
宿泊業、飲食サービス業	19,145	14.0	91,547	11.6
生活関連サービス業、娯楽業	2,645	1.9	11,683	1.5
教育、学習支援業	4,824	3.5	52,671	6.7
医療、福祉	5,647	4.1	11,945	1.5
複合サービス業	696	0.5	2,103	0.3
サービス業（他に分類されないもの）	10,690	7.8	102,704	13.0
公務（他に分類されるものを除く）	1,709	1.2	8,421	1.1
分類不能の産業	822	0.6	3,985	0.5

資料出所 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（2014年10月現在）

(注) 「構成比」欄は事業所総数及び外国人労働者総数（全産業計）に対する、当該産業の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各産業分類の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

付1-(2)-5表 企業規模別の障害者雇用の状況 (2014年6月1日現在) (単位 企業数、%)

区分	企業数	法定雇用率達成企業数	法定雇用率達成企業の割合	実雇用率
企業規模計	86,648	38,760	44.7 (42.7)	1.82 (1.76)
50～99人	38,823	17,102	44.1 (43.1)	1.46 (1.41)
100～299人	33,866	15,546	45.9 (43.5)	1.58 (1.52)
300～499人	6,441	2,735	42.5 (39.7)	1.76 (1.71)
500～999人	4,396	1,831	41.7 (37.6)	1.83 (1.77)
1,000人以上	3,122	1,546	49.5 (41.7)	2.05 (1.98)

資料出所 厚生労働省「障害者雇用状況報告」

(注) 1) ()内は2013年6月1日現在の数値。

2) 実雇用率の算出式は以下のとおり

$$\frac{\text{企業で働く障害者の数}}{\text{法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数}} \times 100$$

3) 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について、定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

4) 障害者の数の算定に当たっては、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を2人とカウントし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については1人を0.5人とカウントしている。

付1-(3)-2表 企業向けサービス価格指数の推移

(単位 %)						(単位 %)						
年・期	総平均	消費税を除く総平均	金融・保険	不動産	運輸・郵便	年・期	総平均	消費税を除く総平均	情報通信	リース・レンタル	広告	諸サービス
2009	-1.6		-1.4	0.7	-2.9	2009	-1.6		-1.8	-3.9	-6.6	0.0
10	-1.5		-1.2	-2.6	-0.4	10	-1.5		-1.6	-4.6	-1.8	-1.0
11	-0.7		0.0	-3.1	0.1	11	-0.7		-0.9	-3.9	0.5	-0.3
12	-0.3		-0.1	-2.1	0.2	12	-0.3		-0.6	-2.6	0.9	0.1
13	0.0	0.0	0.8	-1.3	0.7	13	0.0	0.0	-0.8	-0.3	0.9	0.4
14	2.7	0.6	3.3	2.0	3.0	14	2.7	0.6	1.8	3.0	2.9	3.1
2010 I	-1.7		-1.5	-1.4	-1.0	2010 I	-1.7		-2.2	-4.5	-3.7	-0.9
II	-1.5		-1.2	-2.6	-0.3	II	-1.5		-1.3	-5.2	-1.4	-1.1
III	-1.4		-1.3	-3.1	-0.1	III	-1.4		-1.4	-4.6	-1.4	-1.1
IV	-1.3		-0.8	-3.3	-0.3	IV	-1.3		-1.4	-4.2	-0.7	-1.0
11 I	-1.0		-0.4	-3.3	-0.3	11 I	-1.0		-1.2	-4.8	0.7	-0.6
II	-0.9		0.1	-3.1	-0.3	II	-0.9		-1.0	-4.2	-1.2	-0.3
III	-0.6		0.2	-3.1	0.3	III	-0.6		-0.9	-3.3	1.0	-0.3
IV	-0.3		0.2	-2.7	0.5	IV	-0.3		-0.5	-3.3	1.6	0.1
12 I	-0.4		0.3	-2.4	0.2	12 I	-0.4		-0.5	-2.8	0.3	0.2
II	-0.1		-0.2	-2.2	0.4	II	-0.1		-0.5	-2.3	3.8	0.1
III	-0.4		-0.3	-1.8	0.1	III	-0.4		-0.6	-3.2	0.2	0.2
IV	-0.5		-0.1	-1.9	0.2	IV	-0.5		-0.8	-2.3	-0.7	0.0
13 I	-0.2		0.0	-1.7	0.6	13 I	-0.2		-0.8	-1.3	1.4	0.1
II	-0.1		0.8	-1.6	0.4	II	-0.1		-1.0	-0.6	-0.1	0.4
III	0.1		1.1	-1.4	0.7	III	0.1		-0.7	0.3	0.8	0.5
IV	0.3		1.4	-0.6	1.0	IV	0.3		-0.9	0.3	1.3	0.7
14 I	0.4	0.4	1.6	-0.4	0.7	14 I	0.4	0.4	-0.5	0.5	0.7	0.9
II	3.3	0.7	3.7	2.6	3.6	II	3.3	0.7	2.6	3.4	3.5	3.8
III	3.4	0.7	4.0	3.1	3.7	III	3.4	0.7	2.4	3.7	3.4	4.0
IV	3.5	0.7	3.9	2.7	3.8	IV	3.5	0.7	2.7	4.4	3.8	3.7
15 I	3.2	0.5	3.4	2.6	3.5	15 I	3.2	0.5	2.2	4.0	2.8	3.9

資料出所 日本銀行「企業向けサービス価格指数」

- (注) 1) 数値は前年(同期)比。
2) 2010年基準。

付1-(3)-3表 消費者物価指数(対前年同月比)の推移

(単位 %))

年月	総合	生鮮食品を除く総合 (いわゆるコア)	消費税の影響を除いた 生鮮食品を除く総合 (いわゆるコア)	生鮮食品、石油製品 及びその他特殊要因を 除く総合 (いわゆるコアコア)	消費税の影響を除いた 生鮮食品、石油製品 及びその他特殊要因を 除く総合 (いわゆるコアコア)
2012年	1月	0.1	-0.1	-0.7	
	2	0.3	0.1	-0.4	
	3	0.5	0.2	-0.4	
	4	0.4	0.2	-0.4	
	5	0.2	-0.1	-0.5	
	6	-0.2	-0.2	-0.5	
	7	-0.4	-0.3	-0.5	
	8	-0.4	-0.3	-0.5	
	9	-0.3	-0.1	-0.6	
	10	-0.4	0.0	-0.5	
	11	-0.2	-0.1	-0.5	
	12	-0.1	-0.2	-0.6	
2013	1	-0.3	-0.2	-0.8	
	2	-0.7	-0.3	-0.9	
	3	-0.9	-0.5	-0.8	
	4	-0.7	-0.4	-0.6	
	5	-0.3	0.0	-0.4	
	6	0.2	0.4	-0.3	
	7	0.7	0.7	-0.2	
	8	0.9	0.8	-0.1	
	9	1.1	0.7	0.0	
	10	1.1	0.9	0.3	
	11	1.5	1.2	0.6	
	12	1.6	1.3	0.8	
2014	1	1.4	1.3	0.8	
	2	1.5	1.3	0.9	
	3	1.6	1.3	0.9	0.9
	4	3.4	3.2	2.8	0.9
	5	3.7	3.4	2.7	0.8
	6	3.6	3.3	2.8	0.8
	7	3.4	3.3	2.9	0.9
	8	3.3	3.1	2.8	0.9
	9	3.2	3.0	2.8	0.8
	10	2.9	2.9	2.8	0.8
	11	2.4	2.7	2.6	0.7
	12	2.4	2.5	2.6	0.6
2015	1	2.4	2.2	2.6	0.6
	2	2.2	2.0	2.5	0.6
	3	2.3	2.2	2.6	0.6

資料出所 「総合」「生鮮食品を除く総合」は総務省統計局「消費者物価指数」。その他は、内閣府「消費者物価指数の公表について」

(注) 1) 2010年基準

2) 「生鮮食品、石油製品及びその他特殊要因を除く総合」(コアコア)は、生鮮食品を除く総合から、石油製品、電気代、都市ガス代、米類、切り花、鶏卵、固定電話通信料、診察代、介護料、たばこ、公立高校授業料、私立高校授業料を除いたもので、内閣府試算値。

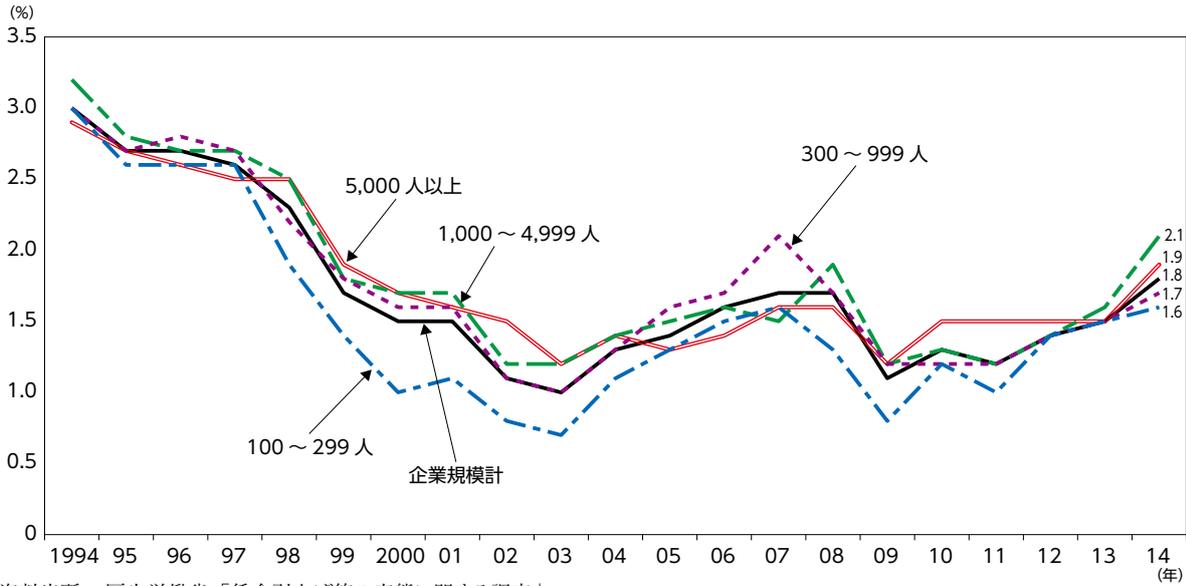
付1-(3)-4表 10大費目消費者物価指数と前年(同期)比の推移

(2010年=100)

年・期	食料	住居	光熱・水道	家具・ 家事用品	被服及び 履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	
【指数】											
2010	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
11	99.6	99.8	103.3	94.4	99.7	99.3	101.2	97.9	96.0	103.8	
12	99.7	99.5	107.3	91.7	99.7	98.5	101.5	98.2	94.5	103.5	
13	99.6	99.1	112.3	89.7	100.1	98.0	102.9	98.8	93.6	104.8	
14	103.4	99.1	119.3	93.1	102.2	99.0	105.6	100.6	97.0	108.6	
2010	I	99.9	100.1	99.1	102.5	97.5	99.9	100.0	106.7	100.8	98.7
	II	100.3	100.0	99.7	101.3	101.8	100.2	100.6	97.8	101.1	98.6
	III	99.8	100.0	100.7	98.4	98.4	99.9	100.0	97.8	99.9	98.5
	IV	100.0	99.9	100.6	97.8	102.4	100.0	99.4	97.7	98.2	104.2
11	I	100.0	99.9	101.0	96.8	96.6	99.6	100.5	97.8	96.7	103.9
	II	99.5	99.8	102.6	96.0	101.3	99.8	101.7	98.0	96.1	103.8
	III	99.5	99.7	104.2	93.3	98.6	99.2	101.7	97.9	96.8	103.7
	IV	99.5	99.7	105.3	91.7	102.5	98.8	100.8	97.9	94.6	103.7
12	I	101.2	99.6	105.7	93.6	97.1	98.6	101.6	98.1	94.4	103.5
	II	100.1	99.5	106.7	92.5	101.2	98.8	102.0	98.3	95.2	103.7
	III	98.8	99.4	107.9	90.7	98.5	98.6	101.1	98.3	95.1	103.5
	IV	98.7	99.3	108.8	90.0	102.1	98.3	101.2	98.3	93.3	103.4
13	I	99.5	99.2	108.6	89.8	97.0	98.0	101.8	98.5	92.3	103.6
	II	98.7	99.1	111.3	90.1	101.3	98.0	102.8	98.8	93.5	104.3
	III	99.6	99.0	114.3	89.2	99.3	98.0	103.8	98.8	94.4	104.4
	IV	100.5	98.9	114.9	89.7	102.7	97.8	103.3	98.9	94.2	106.9
14	I	101.4	98.9	115.0	91.5	97.6	97.6	103.3	99.1	93.6	107.0
	II	103.8	99.1	120.1	94.9	103.4	99.6	106.3	101.1	97.6	109.2
	III	104.4	99.1	121.5	93.1	101.9	99.4	106.9	101.1	98.8	109.1
	IV	103.8	99.1	120.4	92.9	106.0	99.3	106.0	101.1	98.0	109.2
15	I	105.6	99.1	119.3	93.5	101.2	99.3	103.4	101.3	96.9	109.2
【前年(同期)比】											
2010	-0.3	-0.4	-0.2	-4.6	-1.2	-0.5	1.0	-9.6	-1.7	1.3	
11	-0.4	-0.2	3.3	-5.6	-0.3	-0.7	1.2	-2.1	-4.0	3.8	
12	0.1	-0.3	3.9	-2.9	0.0	-0.8	0.3	0.3	-1.6	-0.2	
13	-0.1	-0.4	4.6	-2.2	0.3	-0.6	1.4	0.5	-1.0	1.2	
14	3.8	0.0	6.2	3.8	2.2	1.0	2.6	1.9	3.7	3.7	
2010	I	-1.6	-0.2	-5.0	-5.3	-1.2	-1.1	1.8	0.7	-2.7	-0.4
	II	-0.6	-0.4	-1.3	-4.9	-1.7	-0.1	1.9	-13.0	-1.7	-0.4
	III	-0.2	-0.5	2.6	-4.3	-0.9	-0.6	0.4	-13.0	-1.4	-0.3
	IV	1.3	-0.5	3.1	-3.8	-0.9	-0.1	0.2	-13.0	-1.0	6.6
11	I	0.1	-0.3	2.0	-5.6	-0.9	-0.4	0.5	-8.3	-4.1	5.3
	II	-0.9	-0.2	2.9	-5.2	-0.6	-0.4	1.1	0.2	-4.9	5.3
	III	-0.3	-0.2	3.5	-5.2	0.3	-0.7	1.7	0.1	-3.2	5.3
	IV	-0.5	-0.2	4.7	-6.2	0.1	-1.2	1.4	0.2	-3.7	-0.5
12	I	1.2	-0.3	4.7	-3.2	0.6	-1.0	1.1	0.2	-2.4	-0.4
	II	0.6	-0.3	4.0	-3.6	-0.1	-1.0	0.3	0.3	-1.0	-0.2
	III	-0.6	-0.3	3.5	-2.7	-0.1	-0.6	-0.7	0.4	-1.7	-0.2
	IV	-0.8	-0.4	3.3	-1.9	-0.3	-0.6	0.4	0.4	-1.3	-0.2
13	I	-1.7	-0.4	2.7	-4.1	-0.1	-0.6	0.2	0.4	-2.2	0.1
	II	-1.4	-0.4	4.2	-2.6	0.1	-0.7	0.7	0.5	-1.7	0.6
	III	0.7	-0.4	5.9	-1.7	0.7	-0.6	2.7	0.5	-0.8	0.9
	IV	1.8	-0.4	5.6	-0.3	0.6	-0.4	2.0	0.6	0.9	3.3
14	I	1.9	-0.3	5.9	1.9	0.6	-0.4	1.5	0.7	1.4	3.2
	II	5.2	0.1	8.0	5.3	2.1	1.6	3.4	2.3	4.4	4.8
	III	4.9	0.1	6.3	4.4	2.6	1.5	3.0	2.3	4.7	4.5
	IV	3.3	0.2	4.8	3.6	3.2	1.5	2.6	2.2	4.1	2.2
15	I	4.2	0.2	3.7	2.1	3.7	1.7	0.1	2.2	3.5	2.1

資料出所 総務省統計局「消費者物価指数」

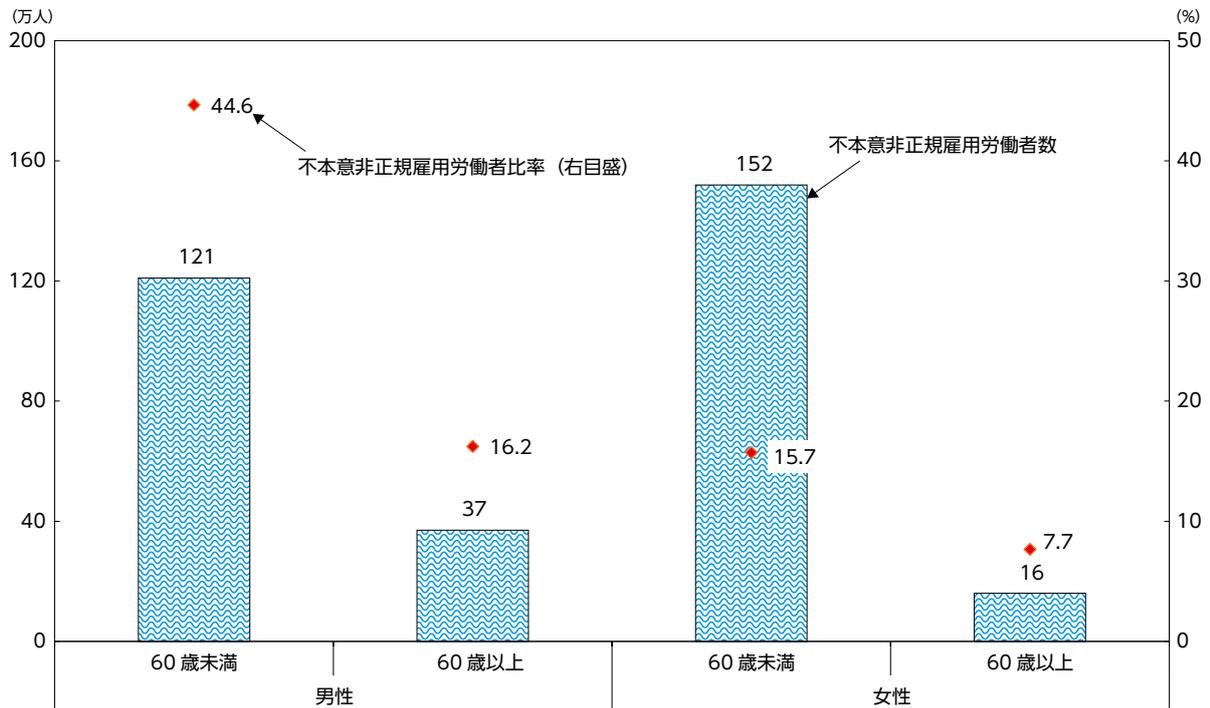
付1-(4)-1図 1人平均賃金の改定率の推移



資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1) 賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業を集計したものである。
 2) 1997年以前は、個別賃金方式のみで回答された賃金の改定額及び改定率は調査していない。
 3) 1998年以前は、1人平均賃金が増額した企業についてのみ調査している。

付2-(1)-1図 男女別年齢別の不本意非正規比率 (2014年)



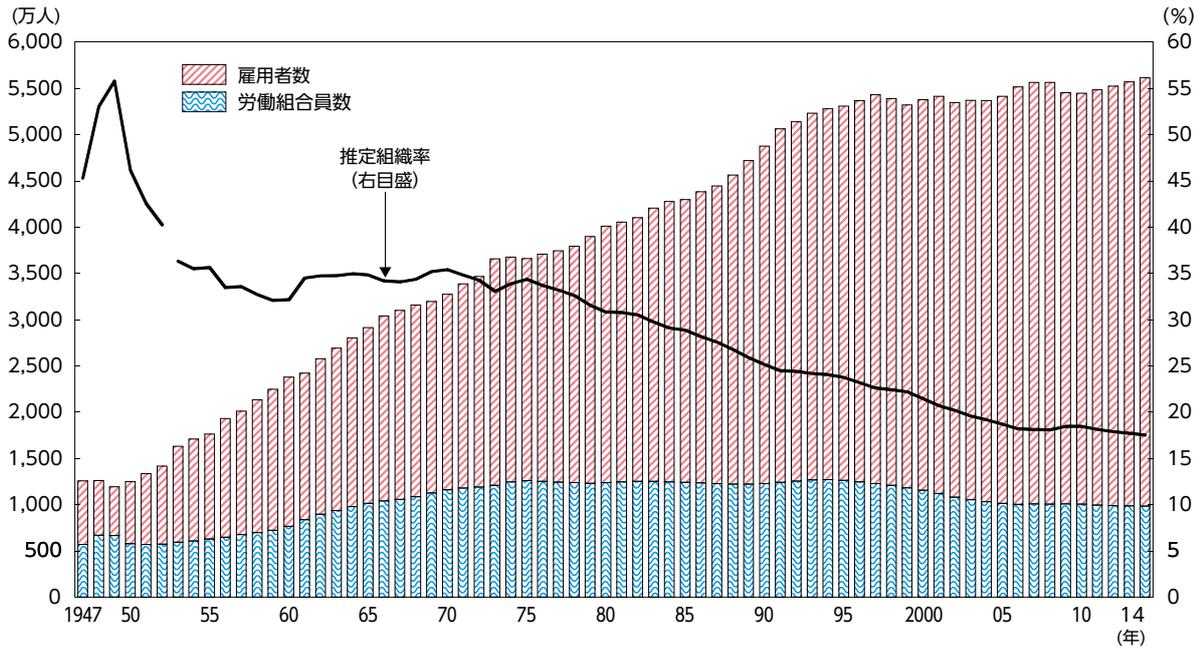
資料出所 総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 不本意非正規雇用労働者とは、就業者のうち非正規の職員・従業員で、現職の雇用形態についている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者とした。
 2) 不本意非正規比率とは1) で定義した不本意非正規雇用労働者の人数を非正規の職員・従業員の総数で除して得られる数値である。

付2-(1)-2表 賃上げ要求の変遷 (2000年~2015年)

年次	連合 (春闘方針)	経団連 (経営労働政策委員会報告) (2002年以前は日経連「労働問題研究委員会報告」)	主要企業妥結状況 (厚労省集計)
2015年	賃金の引き上げについては、定期昇給・賃金カーブ維持相当分の確保を前提とし、過年度の消費者物価上昇分や企業収益の適正な分配の観点、経済の好循環を実現していく社会的役割と責任を踏まえ、すべての構成組織が取り組みを推進していくことを重視し2%以上の要求を掲げ獲得をめざし、取り組みを進めていく(定期昇給相当額と賃上げ額を加えた要求は4%以上とする)。	経済の好循環の2巡目を回していくために求められることは、収益が拡大している企業のより積極的な対応である。具体的には、自社のさらなる発展に向けて、設備投資や研究開発投資、雇用の拡大などとあわせて、賃金の引き上げを前向きに検討することが強く期待される。 「賃金の引き上げ=ベースアップ」といった単純なものとはならない。ベースアップは賃金を引き上げる場合の選択肢の一つとして考えるべきものである。	2.38% 7,367円
2014年	すべての構成組織は、月例賃金にこだわる闘いを進め、底上げ・底支えをはかるために、定昇・賃金カーブ維持相当分(約2%)を確保し、過年度物価上昇分はもとより、生産性向上分などを、賃上げ(1%以上)として求める。 また、格差是正・配分のゆがみの是正(1%を日安)の要求を掲げ、「底上げ・底支え」「格差是正」に全力を挙げる。	業績が好調な企業は、拡大した収益を設備投資だけでなく雇用の拡大、賃金の引き上げに振り向けていくことを検討することになる。その際、賃金の引き上げについて、ここ数年と異なる対応も選択肢となり得よう。 賞与・一時金への反映のみならず、特定層の賃金水準の引き上げや諸手当の改定など、実に多様な対応が考えられよう。	2.19% 6,711円
2013年	賃金カーブ維持分を確保し、所得と生活水準の低下に歯止めをかける。加えて、低下した賃金水準の中期的な回復・格差是正、体系のゆがみ等の是正に向けた取り組みを推進する。 規模間格差や男女間格差の実態把握とその是正をはかることや、正社員と非正規社員との均衡・均等処遇の実現をはかるために、従来以上に個別銘柄の賃金水準を重視した取り組みを進める。具体的には、組合員の個別賃金実態を把握し、賃金水準や賃金カーブのゆがみ、格差是正の必要性の有無等の把握に努め、これらを改善する取り組みを強化する。	厳しい経営状況が続く中、賃金交渉においては、ベースアップを実施する余地はなく、賃金カーブの維持、あるいは定期昇給の実施の取扱いが主要な論点になると考えられる。 円高の影響などにより深刻かつ危機的な経営状況にある企業においては、定期昇給の実施時期の延期や凍結について協議せざるを得ない場合もあり得ると想定される。	1.80% 5,478円
2012年	格差是正、底上げ・底支えの観点から、すべての労働者を視野に入れ、すべての構成組織、企業別組合がおかれた状況のもとで、適正な成果配分を追求する闘いを展開する。 低下した賃金水準の中期的な回復・格差是正に向けた取り組みを徹底し、すべての労働者のために、あらゆる労働条件を点検し、体系の歪みを是正するとともに、労働者の生活実感に沿った多様な取り組みを展開する。 震災からの復旧・復興等労働者の頑張りに応えることも含め、適正な配分を追求し、デフレから脱却し、活力ある社会への転換をはかる。	厳しい経営環境や収益の状況が踏まえれば、恒常的な総額人件費の増大をまねくベースアップの実施は論外であり、雇用を優先した真摯な交渉・協議の結果、賃金改善を実施するに至らない企業が大多数を占めると見込まれる。 東日本大震災で被災し甚大な影響を受けた企業や、円高の影響などによって付加価値の下落が著しく定期昇給の負担がとりわけ重い企業では、定期昇給の延期・凍結も含め、厳しい交渉を行わざるを得ない可能性も出てくるよう。	1.78% 5,400円
2011年	マクロでみて下がった賃金を近年のピーク時の水準にできるだけ早く戻すという観点から賃金水準の回復を追求する。 賃金カーブ維持をはかることに全力を挙げ、所得と生活水準の低下に歯止めをかけるのと同時に、より賃金の水準を重視(絶対額水準)した取り組みを徹底し、個別賃金水準の維持をはかる。 低下した賃金水準の中期的な水準の回復・格差是正の観点から、取り組みを進める。	労働側は、具体的な要求方式は、個別組合に委ねることとしているが、仮に所定内賃金の1%の処遇改善要求であるならば、極めて厳しい要求と言わざるを得ない。 今次労使交渉・協議では、定期昇給の維持を巡る賃金交渉を行う企業が大半を占めると見込まれる。	1.83% 5,555円
2010年	賃金水準の低下を阻止するため、賃金カーブ維持分の確保をはかる。 そのうえで、各産別は産別・単組の実態をふまえ、産業・規模間格差や企業内の賃金体系上の歪や賃金分布の偏りの是正も含めて、賃金改善に取り組む。	賃金カーブについては、定期昇給制度の有無やその位置づけが各社で異なることに加え、激しい国際競争にさらされ、経営環境の先行きも不透明性を増していることから、労使が自社の収益環境を直視しつつ、賃金カーブを維持するかどうかについても、実態に応じた話し合いを行う必要がある。 恒常的な生産性の向上に裏づけられた付加価値の増加が認められる場合には、採用増など自社の実情を踏まえて、総額人件費改定の原資とすることが考えられるが、厳しい経営状況を踏まえ、今次労使交渉・協議ではベースアップは困難と判断する企業が多いものと見込まれる。	1.82% 5,516円
2009年	賃金カーブ維持分を確保したうえで、物価上昇(2008年度見直し)に見合うペアによって、勤労者の実質生活を維持・確保することを基本とし、マクロ経済の回復と内需拡大につながる労働側への成果配分の実現をめざす。	時代の変化が激しく、日本の経営も変化しつつあるが、守るべきは守るという姿勢をもつことが大切であり、経営環境がとりわけ厳しい今度の労使交渉・協議においては、雇用の安定に努力することが求められる。 大手企業では、近年、昇給・ベースアップや、それ以外の賃金改定額を含め、組合員平均でみると毎年5,000円以上の賃金改定が実施されており、労使とも賃金改定の重みを再認識する時期にある。 企業の減益傾向が一層強まる中、ベースアップは困難と判断する企業も多いものと見込まれる。	1.83% 5,630円
2008年	足下の状況を踏まえ、マクロ的には労働側に実質1%以上の配分の実現をめざす。 賃金カーブ維持分を確保したうえで、ベースアップや時給引き上げ、賃金カーブの是正、低賃金層の底上げ等によって、積極的な「賃金改善」に取り組む。	個別企業支払能力を無視して横並びで賃金を引き上げていく市場横断的なベースアップは、すでに過去のものとなっており、もはやありえないことはいうまでもない。 いかなる総額人件費の決定を行なうかは、あくまで個別労使の協議によるが、全規模・全産業ベースでは増収増益基調にあるとはいえ、企業規模別・業種別・地域別に相当ばらつきがみられる現状において、賃上げは困難と判断する企業数も少なくないと予測される。	1.99% 6,149円
2007年	マクロの視点に立った基本的な考え方として、実質1%以上の成果配分を通じて、労働分配率の改善を行う。 賃金カーブ維持分と物価上昇分を確保したうえで、生活向上分としてのベースアップや時間給の引き上げ、格差是正、賃金カーブの是正、低賃金層の底上げなどによって、昨年を上回る「賃金改善」を行う。	生産性の向上の如何にかかわらず横並びで賃金水準を底上げする市場横断的なベースアップは、もはやありえない。 激化する国際競争の中では競争力強化が最重要課題であり、賃金水準を一律に引き上げる余地はない。	1.87% 5,890円
2006年	賃金カーブ維持分を確保したうえで、ベースアップや時給引き上げ、賃金カーブの是正、低賃金層の底上げなどによって、積極的な「賃金改善」に取り組む。	かねてから日本経団連が主張しているとおり、生産性上昇のない企業も横並びで賃金水準を底上げする市場横断的なベースアップは、もはやありえない。 いかなる決定を行なうかはあくまで個別労使の自由だが、結果的には、激しい国際競争と先行き不透明な経営環境が続くなか、国際的にみてトップレベルにある賃金水準をこれ以上引き上げることはできないという判断に至る企業が大多数を占めるものと思われる。	1.79% 5,661円
2005年	すべての組合は、「賃金カーブの確保とカーブ維持分の労使確認」に取り組む。 特に、月例賃金が報酬体系のベース(安定性・社会性の確保、割増賃金等への跳ね返りなど)であることに留意し、情勢変化を前向きにとらえ、可能な限り積極的に純ペアを要求し、その獲得をめざす。	激しい国際競争と先行き不透明な経営環境が見込まれるなかでは、国際的にみてトップレベルにある賃金水準をこれ以上引き上げることは困難である。 その意味でもはや市場横断的な横並びの、いわゆる「ベースアップ(ペア)」要求をめぐる労使交渉は、その役割を終えた。	1.71% 5,422円
2004年	すべての組合は、賃金実態の把握と前段交渉の強化を通じ、賃金カーブ維持分の労使確認と「賃金カーブの確保」をはかり、さらに、生活向上と格差是正をめざす組合は、純ペア要求とその獲得に取り組む。	一律的なベースアップは論外であり、賃金制度の見直しによる属人的賃金項目の排除や定期昇給制度の廃止・縮小、さらにはベースダウンも労使の話し合いの対象となりうる。	1.67% 5,348円
2003年	各組合は、賃金カーブ確保を前提に、産別方針を踏まえたうえで、格差是正を求めるところ、賃金への配分ができると組合が判断したところは賃金引き上げに取り組む。	デフレスパイラルが危惧される状況下での合理的賃金決定のあり方が問われているが、企業の競争力の維持・強化のためには、名目賃金水準のこれ以上の引き上げは困難であり、ベースアップは論外である。 さらに、賃金制度の改革による定期昇給の凍結・見直しも労使の話し合いの対象になりうる。	1.63% 5,233円
2002年	賃金カーブ維持分プラス a とし、 a は産業別部門連絡会との調整のうえ、各産別が産業動向・企業動向を踏まえ設定する。	わが国の賃金水準は世界のトップクラスに達し、労働分配率も急激に上昇しているため、国際競争力をコスト面で大きく殺している。これ以上の賃金引き上げは論外、ペア見送りに止まらず、定昇の凍結・見直し、緊急避難的なワーキングタイムにも踏み込むことが求められる。 企業の生産性向上の成果は、雇用の維持・確保に振り向けられるべき。	1.66% 5,265円
2001年	賃金カーブ維持分の確保 賃金カーブ維持分を上積みする純ペア分の要求基準を「1%以上」とする。	すでに、わが国の賃金水準は世界のトップレベルにあり、労働分配率も今日、先進国の中で最も高いクラスに位置する。国際競争力を維持する観点からは、これ以上の賃金水準の引き上げは困難である。	2.01% 6,328円
2000年	賃金体系維持分(実態値)としての定昇もしくは定昇相当分を確保した上で、生活維持・向上分1%以上を上乗せした到達水準を示すこととする。	高コスト構造下では、雇用の維持・創出のためには、もはや賃上げか雇用かという単純な選択では対応できない。総額人件費を抑制するために、労使はあらゆる工夫を講じなければならない。	2.06% 6,499円

付2-(1)-3図 雇用者数・労働組合員数及び推定組織率の推移



資料出所 厚生労働省「労働組合基礎調査」、総務省統計局「労働力調査」

(注) 1) 労働組合員数は、単一労働組合（ただし、1947年から1952年までは単位労働組合）に関する表の数値である。

推定組織率の計算においても同様である。

単一労働組合に関する表とは、単位組織組合及び単一組織組合の本部をそれぞれ1組合として集計した結果表である。

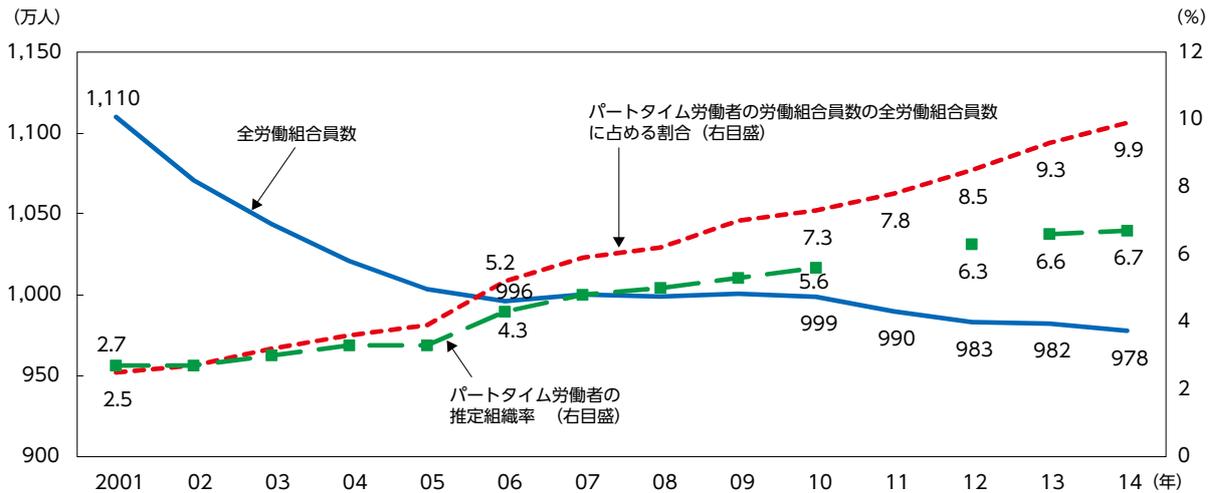
単位組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部等）を持たない労働組合をいう。

2) 推定組織率は、労働組合員数を労働力調査（各年6月）の雇用者数で除して得られた数値である。

3) 2011年の雇用者数は、総務省統計局による補完推計の2011年6月分の数値で、推定組織率は、総務省統計局による補完推計の2011年6月分の数値を用いて厚生労働省労働政策担当参事官室で計算した値である。時系列比較の際は注意を要する。

4) 雇用者数については、国勢調査基準切換えに伴う遡及や補正を行っていない当初の公表結果を用いている。

付2-(1)-4図 パートタイム労働者の推定組織率の推移



資料出所 厚生労働省「労働組合基礎調査」、総務省統計局「労働力調査」

(注) 1) 「全労働組合員数」及び「パートタイム労働者の労働組合員数の全労働組合員数に占める割合」は、単位労働組合に関する表の数値である。

単位労働組合に関する表とは、単位組織組合及び単一組織組合の下部組織である単位抜組合をそれぞれ1組合として集計した結果表である。

単位組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部等）を持たない労働組合をいう。

単一組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に下部組織（支部等）を有する労働組合をいう。

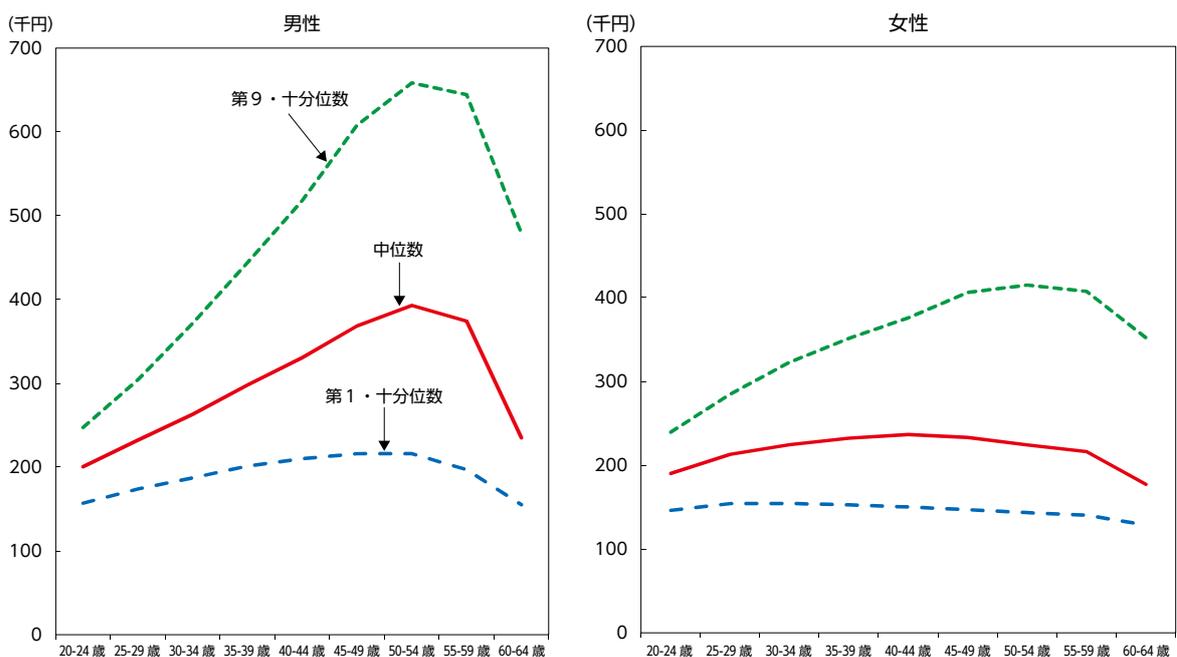
2) 「パートタイム労働者」とは、正社員・正職員以外で、その事業所の一般労働者より1日の所定労働時間が短い者、1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が少ない者又は事業所においてパートタイマー、パート等と呼ばれている労働者をいう。

3) 「推定組織率」は、パートタイム労働者の労働組合員数を短時間雇用者数で除して得られた数値である。

短時間雇用者数は、2012年までは労働力調査（各年6月）の就業時間が週35時間未満の雇用者数の数値であり、2013年以降は労働力調査（各年6月）の就業時間が週35時間未満の雇用者数から従業上の地位が「正規の職員・従業員」を除いた雇用者数に、就業時間が週35時間以上で雇用形態（勤務先での呼称による）が「パート」（いわゆるフルタイムパート）の雇用者数を加えた数値である。

4) 2011年のパートタイム労働者の推定組織率については、分母となる労働力調査（2011年6月分）の短時間雇用者数が東日本大震災の影響により公表されていないため表章していない。

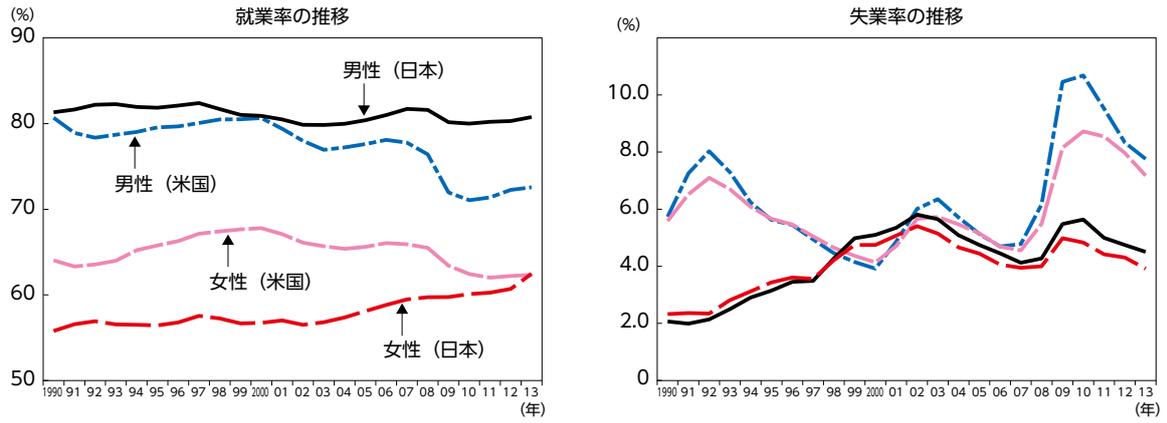
付2-(2)-1図 男女別の十分位数でみた賃金プロフィール



資料出所 厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

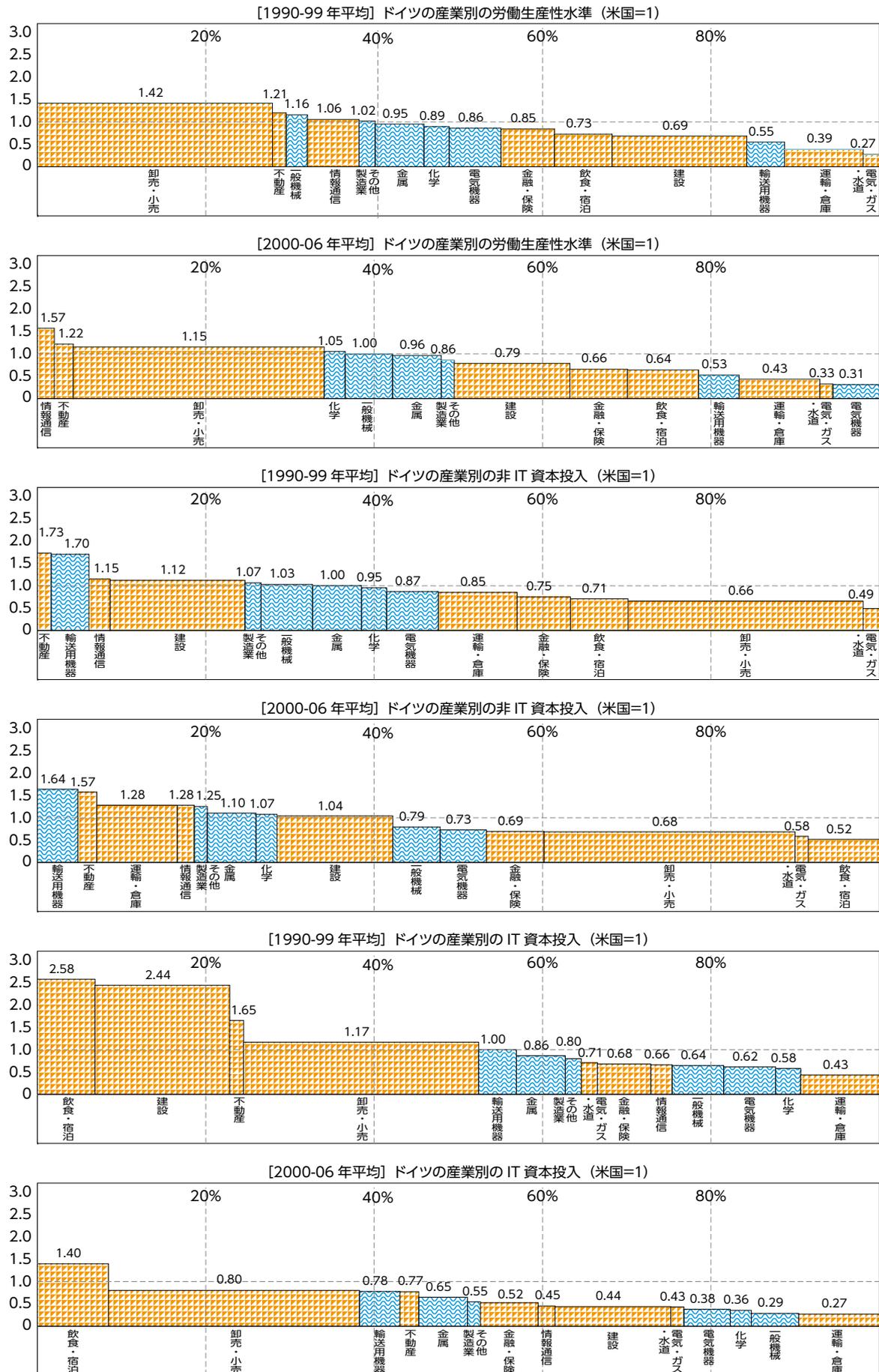
(注) 賃金は2014年6月の所定内給与額。

付2-(3)-1図 日米の就業率と失業率の推移



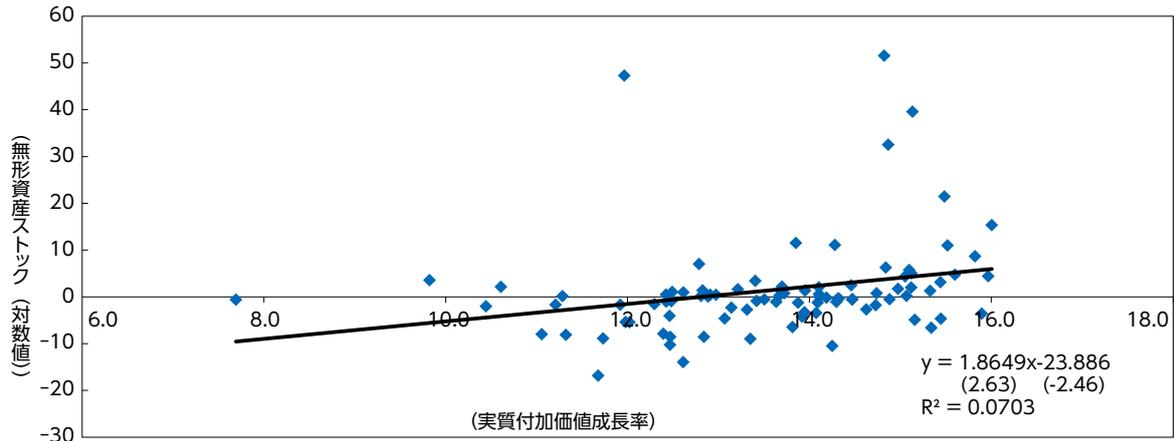
資料出所 OECD.Stat をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 15歳から64歳までの就業率と失業率の値。

付2-(3)-2図 米独の産業別労働生産性、非IT資本投入及びIT資本投入の比較(1990年代・2000年代)



資料出所 GGDCよりデータの提供を受け厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

付2-(3)-3図 我が国の無形資産と産業別付加価値成長率の関係



資料出所 (独) 経済産業研究所「日本産業生産性 (JIP) データベース」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

付3-(1)-1表 従業上の地位・雇用形態別月末1週間の就業時間構成 (2014年平均)

		週1～4時間	週5～9時間	週10～14時間	週15～34時間	週35～42時間	週43～48時間	週49～59時間	週60時間以上
男性	就業者計	0.5	1.5	1.6	15.8	30.2	19.7	17.3	13.5
	雇用者を雇っている自営業主	0.9	1.9	1.9	13.0	20.4	18.5	18.5	25.9
	雇用者を雇っていない自営業主 (内職者を除く)	1.8	4.6	5.3	25.6	19.6	14.0	14.7	14.4
	家族従業者	3.1	6.3	6.3	21.9	21.9	15.6	15.6	15.6
	雇用者	0.3	1.2	1.2	14.9	31.6	20.3	17.5	13.0
	うち、役員	0.4	2.0	1.6	12.2	28.6	21.6	16.9	17.3
	うち、正規の職員・従業員	0.0	0.2	0.2	9.5	32.6	22.2	20.4	14.8
	うち、非正規の職員・従業員	1.3	4.4	4.9	35.5	29.5	12.6	7.7	4.4
	うち、パート	1.0	3.0	5.0	49.5	25.7	8.9	5.0	2.0
	うち、アルバイト	2.6	8.7	9.7	43.6	19.5	8.2	4.6	2.6
	うち、労働者派遣事業所の派遣社員	0.0	2.2	2.2	23.9	39.1	17.4	13.0	4.3
	うち、契約社員	0.0	1.3	1.3	21.9	38.7	18.1	11.6	7.1
	うち、嘱託	1.4	2.7	1.4	33.8	37.8	12.2	6.8	4.1
	うち、その他	2.4	4.8	4.8	31.0	23.8	14.3	9.5	7.1
女性	就業者計	1.5	4.2	5.4	37.6	30.4	10.9	6.6	3.5
	雇用者を雇っている自営業主	0.0	4.3	4.3	26.1	21.7	13.0	13.0	13.0
	雇用者を雇っていない自営業主 (内職者を除く)	6.8	10.7	8.7	35.9	16.5	7.8	7.8	6.8
	家族従業者	3.7	8.1	8.9	33.3	16.3	8.9	10.4	11.1
	雇用者	1.1	3.6	5.1	38.0	32.0	11.1	6.3	2.8
	うち、役員	2.5	6.2	6.2	29.6	27.2	13.6	7.4	7.4
	うち、正規の職員・従業員	0.2	0.7	0.7	17.6	45.5	19.0	11.3	4.9
	うち、非正規の職員・従業員	1.7	5.7	8.3	53.9	22.0	5.1	2.3	1.0
	うち、パート	1.2	5.1	8.3	62.4	17.2	3.7	1.6	0.6
	うち、アルバイト	4.1	11.3	14.9	49.5	13.9	3.6	2.1	1.0
	うち、労働者派遣事業所の派遣社員	0.0	2.9	2.9	32.4	45.6	8.8	2.9	1.5
	うち、契約社員	0.8	2.3	1.5	26.9	48.5	12.3	6.2	2.3
	うち、嘱託	2.4	4.8	4.8	40.5	35.7	9.5	2.4	2.4
	うち、その他	5.0	10.0	7.5	37.5	22.5	7.5	7.5	2.5

資料出所 総務省統計局「労働力調査 (基本集計)」
 (注) 休業者及び月末1週間の就業時間が不明である者を除く。

付3-(1)-2表 職業小分類別1週間の就業時間が60時間以上である者の割合(正規の職員・従業員)

(単位:%)

著述家	81.4	船内・沿岸荷役従事者	10.2
船長・航海士・機関長・機関士(漁労船)	57.7	その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	9.9
バーテンダー	52.6	生産類似作業従事者	9.9
裁判官, 検察官, 弁護士	48.6	他に分類されないサービス職業従事者	9.9
理容師	47.1	ゴム・プラスチック製品製造従事者	9.9
飲食店主・店長	43.5	計量計測機器・光学機械器具検査従事者	9.9
医師	40.0	農林水産・食品技術者	9.7
ハウスクリーニング職	39.4	鉄工, 製缶従事者	9.6
自動車運転従事者	39.4	保険代理・仲立人(ブローカー)	9.6
歯科技工士	38.6	人文・社会科学系等研究者	9.5
美容師	38.1	看守, その他の司法警察職員	9.5
中学校教員	37.8	電線架線・敷設従事者	9.4
商品訪問・移動販売従事者	37.0	輸送用機器技術者	9.4
その他の漁業従事者	34.7	営業・販売事務従事者	9.3
旅館主・支配人	34.3	はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者	9.2
調理人	34.0	生産関連事務従事者	9.2
舞踊家, 俳優, 演出家, 演芸家	34.0	受付・案内事務員	9.2
不動産営業職業従事者	33.2	その他の清掃従事者	9.0
記者, 編集者	30.8	ソフトウェア作成者	9.0
小売店主・店長	30.6	その他の法務従事者	8.9
宗教家	30.3	ビル・建物清掃員	8.8
配達員	28.2	金属技術者	8.7
不動産仲介・売買取手	27.9	個人教師(舞踊, 俳優, 演出, 演芸)	8.7
漁労従事者	26.6	その他の一般事務従事者	8.6
浴場従事者	26.3	食料品検査従事者	8.5
建築技術者	26.0	化学技術者	8.5
旅行・観光案内人	25.9	その他の運搬・清掃・包装等従事者	8.5
船舶機関長・機関士(漁労船を除く)	25.9	その他の情報処理・通信技術者	8.5
水産養殖従事者	25.7	紡織・衣服・繊維製品製造従事者	8.3
警察官, 海上保安官	25.7	視能訓練士, 言語聴覚士	8.2
医薬品営業職業従事者	25.6	廃棄物処理従事者	8.2
写真家, 映像撮影者	25.5	その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	8.2
商品仕入外交員	25.3	窯業・土石製品製造従事者	8.0
飲食物給仕・身の回り世話従事者	25.2	車掌	7.9
葬儀師, 火葬作業員	24.9	その他の製品検査従事者	7.9
高等学校教員	24.5	電気機械器具組立従事者	7.8
甲板員, 船舶技士・機関員	24.3	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者	7.7
船長・航海士・運航士(漁労船を除く), 水先人	23.7	木・紙製品製造従事者	7.6
職業スポーツ従事者	23.5	計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者	7.5
その他の建設・土木作業従事者	23.3	金属プレス従事者	7.4
弁理士, 司法書士	23.1	金属溶接・溶断従事者	7.4
美容サービス従事者(美容師を除く)	22.8	鋳物製造・鍛造従事者	7.4
土木・測量技術者	22.7	計量計測機器・光学機械器具組立従事者	7.3
機械器具・通信・システム営業職業従事者	22.5	パーソナルコンピュータ操作員	7.1
獣医師	21.7	自動車検査従事者	7.0
小学校教員	21.6	飲料・たばこ製造従事者	7.0
警備員	21.1	個人教師(音楽)	6.9
その他の営業職業従事者	21.0	診療放射線技師	6.6
個人教師(学習指導)	20.7	輸送機械整備・修理従事者(自動車を除く)	6.6
大学教員	19.8	訪問介護従事者	6.5
デザイナー	19.6	自動車組立従事者	6.5
自動車整備・修理従事者	19.4	鉄道運転従事者	6.5
農耕従事者	19.4	金属工作機械作業従事者	6.3
運輸事務員	19.3	その他の定置・建設機械運転従事者	6.3
あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師, 柔道整復師	19.3	その他の保健医療サービス職業従事者	6.2
クリーニング職, 洗張職	19.1	税理士	6.2
養畜従事者	18.4	荷造従事者	6.1
食料品製造従事者	18.1	鉄筋作業従事者	6.0
広告宣伝員	18.0	特別支援学校教員	6.0
倉庫作業従事者	17.8	包装従事者	6.0
陸上荷役・運搬従事者	17.7	印刷・製本検査従事者	6.0
その他の電気工事従事者	17.7	他に分類されない保安職業従事者	5.8
ブロック積・タイル張従事者	17.5	保育士	5.8
物品貸與人	17.5	歯科医師	5.8
分類不能の職業	17.4	紡織・衣服・繊維製品検査従事者	5.6
配管従事者	17.2	駐車場管理人	5.5
個人教師(他に分類されないもの)	17.0	総合事務員	5.5
再生資源回収・卸売従事者	16.9	看護師(准看護師を含む)	5.4
音楽家	16.8	管理的公務員	5.4
電気通信設備工事従事者	16.7	化学製品検査従事者	5.4
販売店員	16.7	薬剤師	5.2

個人教師（スポーツ）	16.1	電気機械器具検査従事者	5.2
生産関連作業従事者（画工、塗装・看板制作を除く）	15.7	庶務・人事事務員	5.2
接客社交従事者	15.7	その他の社会福祉専門職業従事者	5.1
幼稚園教員	15.6	理学療法士、作業療法士	5.1
その他の経営・金融・保険専門職業従事者	15.5	その他の農業従事者	5.1
法人・団体管理的職業従事者	15.1	金属製品検査従事者	4.9
マンション・アパート・下宿・寄宿舎・寮管理人	14.8	図書館司書、学芸員	4.9
とび職	14.6	左官	4.9
娯楽場等接客員	14.5	その他の保健医療従事者	4.4
通信機器操作従事者	14.5	育林従事者	4.4
金融・保険営業職業従事者	14.2	会計事務従事者	4.2
他に分類されない専門的職業従事者	14.1	電話応接事務員	4.2
印刷・製本従事者	13.9	臨床検査技師	4.2
大工	13.9	保健師	4.1
屋根ふき従事者	13.8	化学製品製造従事者	4.0
自衛官	13.7	介護職員（医療・福祉施設等）	3.9
他に分類されない輸送従事者	12.9	窯業・土石製品検査従事者	3.9
板金従事者	12.9	木・紙製品検査従事者	3.8
卸売店主・店長	12.6	発電員、変電員	3.7
画工、塗装・看板制作従事者	12.6	ゴム・プラスチック製品検査従事者	3.7
植木職、造園師	12.5	公認会計士	3.6
電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）	12.3	はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者	3.5
その他の採掘従事者	12.2	その他の事務用機器操作員	3.5
鉄道線路工事従事者	12.1	型枠大工	3.4
クレーン・ウインチ運転従事者	11.9	栄養士	3.3
輸送機械検査従事者（自動車を除く）	11.8	昼職	3.2
その他の技術者	11.6	その他の林業従事者	3.1
システムコンサルタント・設計者	11.5	データ・エントリー装置操作員	2.9
建設・さく井機械運転従事者	11.5	郵便事務員	2.9
電気機械器具整備・修理従事者	11.4	伐木・造材・集材従事者	2.8
その他の販売類似職業従事者	11.3	歯科衛生士	2.7
消防員	11.3	助産師	2.4
その他の教員	11.3	郵便・電報外務員	1.5
土木従事者	11.1	ボイラー・オペレーター	1.3
自然科学系研究者	11.1	看護助手	1.2
ビル管理人	11.0	その他の外勤事務従事者	1.2
機械技術者	11.0	社会保険労務士	0.0
金属彫刻・表面処理従事者	10.8	調査員	0.0
輸送機械組立従事者（自動車を除く）	10.8	飲料・たばこ検査従事者	0.0
はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	10.6	航空機操縦士	0.0
集金人	10.3	職業計	13.8

資料出所 総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」の調査票情報を厚生労働省労働政策担当参事官室にて独自集計
 (注) 1) 年間就業日数が200日以上および年間就業日数が200日未満で就業の規則性が「だいたい規則的」である者の数値。
 2) 1週間の就業時間が不詳の者を除く。
 3) 1)に該当する正規の職員・従業員の数が1,000人未満の職業は省略している。

付3-(2)-1表 現在の実労働時間に関する意識 (単位 %)

	増やしたい	今のままでよい	減らしたい	わからない	不明
正社員	3.6	66.9	24.8	4.0	0.8
正社員以外の労働者	16.6	69.7	8.0	4.8	0.9
契約社員	7.9	71.7	13.7	5.8	0.8
嘱託社員	3.6	75.1	17.6	2.4	1.3
出向社員	3.9	70.5	20.6	4.2	0.9
派遣労働者	18.1	67.3	8.7	4.8	1.1
臨時的雇用者	25.5	66.3	4.4	3.1	0.7
パートタイム労働者	20.4	69.1	4.9	4.8	0.7
その他	12.6	70.1	10.1	5.9	1.3

資料出所 厚生労働省「平成22年就業形態の多様化に関する総合実態調査」
 (注) 1) 正社員：雇用されている労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員。
 2) 正社員以外：「契約社員」「嘱託社員」「出向社員」「派遣労働者」「臨時的雇用者」「パートタイム労働者」「その他」である者。
 3) 契約社員：特定職種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者。
 4) 嘱託社員：定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用されている者。
 5) 出向社員：他企業より出向契約に基づき出向してきている者（出向元に籍を置いているかどうかは問わない）。
 6) 派遣労働者：労働者派遣法に基づき、派遣元事業所から派遣されている者。
 7) 臨時的雇用者：臨時的に又は日々雇用されている労働者で、雇用期間が1か月以内の者。
 8) パートタイム労働者：正社員より1日の所定労働時間が短い、1週間の所定労働日数が少ない労働者で、雇用期間が1か月を超えるか、又は定めがない者。

付3-(2)-2表 産業別の所定外労働が発生する理由（企業側）

（単位 %）

	人員が不足しているから	雇用の初期費用が高いから	業務の繁閑が激しいから、突発的な業務が生じやすいから	仕事の性質や顧客の都合上、所定外でないといけない仕事があるから	仕事の進め方にムダがあるから	組織間や従業員間の業務配分にムラがあるから	明確でないから	個々の仕事に求める成果が納期やノルマが厳しいから	営業時間が長いから	休日手当を稼がたいから	（従業員が）人事評価を気にしているから	（従業員が）人事評価を	成果・業績主義化や業務の個別化等で、職場に助け合いの雰囲気がないから	職場に帰りにくい	能力・技術不足で時間がかかってしまう従業員がいるから	その他	無回答
建設業	55.9	1.5	63.6	66.2	21.0	21.0	3.6	29.7	0.5	12.3	3.6	4.1	7.2	22.6	3.6	2.6	
製造業	47.5	4.6	70.8	37.3	26.4	27.9	6.1	22.8	1.2	16.0	4.0	3.7	7.9	24.9	5.1	3.1	
電気・ガス・熱供給・水道業	9.1	-	72.7	63.6	9.1	-	-	9.1	-	9.1	9.1	-	18.2	9.1	-	-	
情報通信業	55.6	3.2	79.4	60.3	28.6	22.2	4.8	31.7	1.6	9.5	7.9	1.6	11.1	36.5	1.6	1.6	
運輸業、郵便業	47.7	3.7	59.6	55.5	13.3	12.4	4.1	7.8	11.9	22.9	1.4	1.8	4.6	13.8	7.3	4.6	
卸売業、小売業	50.7	2.7	60.5	49.8	29.6	27.8	5.8	6.7	12.6	11.9	7.0	4.5	13.2	25.1	2.2	4.7	
金融業、保険業	43.2	-	54.1	62.2	10.8	24.3	2.7	10.8	-	-	2.7	-	8.1	13.5	-	5.4	
不動産業、物品賃貸業	58.1	-	77.4	58.1	19.4	29.0	3.2	-	3.2	9.7	-	-	9.7	9.7	-	3.2	
学術研究、専門・技術サービス業	54.0	3.2	61.9	55.6	17.5	30.2	6.3	28.6	1.6	14.3	7.9	3.2	6.3	20.6	3.2	3.2	
宿泊業、飲食サービス業	70.5	2.3	59.7	34.1	20.9	19.4	3.9	-	43.4	14.7	3.1	2.3	9.3	20.9	1.6	5.4	
生活関連サービス業、娯楽業	49.1	1.9	64.2	43.4	11.3	11.3	3.8	1.9	20.8	7.5	1.9	-	5.7	15.1	5.7	1.9	
教育、学習支援業	47.5	-	55.9	37.3	27.1	32.2	6.8	1.7	6.8	5.1	3.4	5.1	11.9	18.6	3.4	8.5	
医療、福祉	48.8	2.4	50.0	34.1	19.5	22.0	1.2	1.2	6.1	4.9	-	1.2	2.4	19.5	7.3	6.1	
複合サービス業（郵便局、協同組合等）	20.0	-	60.0	60.0	20.0	20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.0	
サービス業（他に分類されないもの）	51.2	0.9	67.2	49.4	15.0	20.6	2.5	8.6	5.8	12.6	1.8	2.8	3.7	17.2	6.1	3.7	
その他	25.0	-	75.0	50.0	12.5	25.0	12.5	25.0	25.0	25.0	12.5	12.5	12.5	25.0	12.5	12.5	

資料出所 （独）労働政策研究・研修機構「労働時間管理と効率的な働き方に関する調査」（2015年）

（注）複数回答。

付3-(2)-3表 従業員規模別の所定外労働時間の評価

（単位 %）

	プラスに評価している （どちらかというを含む）	マイナスに評価している （どちらかというを含む）	何とも言えない	評価していない （残業の長さとは人事評価は関係ない）
99人以下	19.8	4.5	39.6	36.0
100～299人	10.7	3.5	38.9	46.8
300～999人	7.0	6.0	35.2	51.9
1,000人以上	2.2	6.5	33.6	57.7

資料出所 （独）労働政策研究・研修機構「労働時間管理と効率的な働き方に関する調査」（2015年）の調査票情報を厚生労働省労働政策担当参事官室にて独自集計

付3-(2)-4表 「残業や休日出勤をほとんどせず、時間内には仕事を終えて帰宅すること」に対する人事評価

（単位 %）

	人事評価で プラスに評価されている	人事評価では 考慮されていない	人事評価で マイナスに評価されている	不明
調査産業計	16.3	74.0	6.2	3.4
建設業	12.6	80.5	4.7	2.2
運輸業	11.7	74.7	8.6	5.1
小売業	23.2	69.9	4.8	2.2
飲食業	18.1	70.0	7.1	4.8

資料出所 内閣府「ワーク・ライフ・バランスに関する個人・企業調査報告書」（2014年）

付4-(2)-1表 サービス業内の各産業の付加価値シェア（2011年度）

	付加価値シェア					特化係数				
	運輸業	情報通信業	公共サービス業	対事業所サービス業	対個人サービス業	運輸業	情報通信業	公共サービス業	対事業所サービス業	対個人サービス業
北海道	8.3	4.6	10.1	8.9	7.4	1.6	0.8	1.5	1.1	1.1
青森県	5.6	2.9	9.8	6.4	7.2	1.1	0.5	1.4	0.8	1.0
岩手県	4.9	3.3	9.1	6.4	6.9	0.9	0.6	1.3	0.8	1.0
宮城県	3.6	6.2	8.0	9.6	6.8	0.7	1.0	1.2	1.2	1.0
秋田県	5.5	3.2	10.4	6.3	6.9	1.0	0.5	1.5	0.8	1.0
山形県	3.8	3.3	9.8	5.2	6.7	0.7	0.6	1.4	0.7	1.0
福島県	5.1	3.2	8.7	7.2	6.3	1.0	0.5	1.3	0.9	0.9
茨城県	4.4	3.1	6.2	5.9	6.5	0.8	0.5	0.9	0.8	0.9
栃木県	3.5	2.6	6.9	6.8	7.3	0.7	0.4	1.0	0.9	1.0
群馬県	3.6	2.9	6.7	5.7	5.7	0.7	0.5	1.0	0.7	0.8
埼玉県	5.2	3.6	7.7	6.5	7.7	1.0	0.6	1.1	0.8	1.1
千葉県	6.7	3.7	7.1	5.9	8.5	1.3	0.6	1.0	0.8	1.2
東京都	4.3	12.2	4.0	11.7	6.8	0.8	2.1	0.6	1.5	1.0
神奈川県	6.1	6.5	7.0	7.6	7.7	1.1	1.1	1.0	1.0	1.1
新潟県	4.7	3.4	7.7	6.5	6.8	0.9	0.6	1.1	0.8	1.0
富山県	4.2	3.4	6.2	5.4	5.4	0.8	0.6	0.9	0.7	0.8
石川県	4.3	5.1	8.6	6.7	7.3	0.8	0.9	1.2	0.9	1.0
福井県	5.3	3.4	7.2	6.3	6.4	1.0	0.6	1.0	0.8	0.9
山梨県	4.0	3.3	7.7	5.6	8.3	0.8	0.6	1.1	0.7	1.2
長野県	4.1	3.6	7.5	6.1	7.8	0.8	0.6	1.1	0.8	1.1
岐阜県	5.4	3.5	7.8	5.9	8.4	1.0	0.6	1.1	0.7	1.2
静岡県	5.4	4.0	6.2	5.2	5.4	1.0	0.7	0.9	0.7	0.8
愛知県	5.8	4.1	5.4	7.3	6.0	1.1	0.7	0.8	0.9	0.9
三重県	6.4	2.7	6.5	4.8	6.2	1.2	0.5	0.9	0.6	0.9
滋賀県	4.5	2.0	5.7	5.3	5.8	0.9	0.3	0.8	0.7	0.8
京都府	4.2	3.7	7.4	6.6	8.5	0.8	0.6	1.1	0.8	1.2
大阪府	5.5	7.3	6.8	10.4	7.3	1.0	1.2	1.0	1.3	1.0
兵庫県	6.4	3.5	8.3	5.6	8.1	1.2	0.6	1.2	0.7	1.2
奈良県	4.6	4.5	10.2	6.6	10.9	0.9	0.8	1.5	0.8	1.6
和歌山県	4.0	2.7	8.5	4.6	6.3	0.8	0.5	1.2	0.6	0.9
鳥取県	4.5	3.8	11.7	6.4	6.9	0.9	0.7	1.7	0.8	1.0
島根県	3.8	3.5	10.3	6.4	6.1	0.7	0.6	1.5	0.8	0.9
岡山県	5.8	4.0	8.4	6.5	6.0	1.1	0.7	1.2	0.8	0.9
広島県	5.6	4.2	7.9	7.7	6.4	1.1	0.7	1.1	1.0	0.9
山口県	5.5	2.5	7.9	5.7	5.9	1.0	0.4	1.1	0.7	0.8
徳島県	3.5	3.0	9.5	5.0	6.1	0.7	0.5	1.4	0.6	0.9
香川県	5.4	3.5	9.5	6.6	6.5	1.0	0.6	1.4	0.8	0.9
愛媛県	5.8	3.4	8.7	5.7	6.3	1.1	0.6	1.3	0.7	0.9
高知県	6.0	4.4	13.9	6.9	9.9	1.1	0.8	2.0	0.9	1.4
福岡県	6.5	6.4	9.1	8.9	7.5	1.2	1.1	1.3	1.1	1.1
佐賀県	5.8	3.9	-	-	-	1.1	0.7	-	-	-
長崎県	6.1	3.5	11.9	6.7	8.4	1.1	0.6	1.7	0.9	1.2
熊本県	5.4	4.1	10.2	6.3	8.5	1.0	0.7	1.5	0.8	1.2
大分県	4.9	3.3	9.5	6.8	6.8	0.9	0.6	1.4	0.9	1.0
宮崎県	5.1	4.2	10.6	6.8	8.7	1.0	0.7	1.5	0.9	1.2
鹿児島県	8.1	3.9	10.9	6.8	7.6	1.5	0.7	1.6	0.9	1.1
沖縄県	6.5	6.4	-	-	-	1.2	1.1	-	-	-

資料出所 内閣府「平成23年度県民経済計算」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注)

- 1) 名目県内総生産を使用。
- 2) 付加価値シェアは、政府サービス等を除く全産業の付加価値額に対して各産業の付加価値額が占める割合。
- 3) 特化係数=各都道府県の付加価値シェア/全県計の付加価値シェア
- 4) 佐賀県と沖縄県については、サービス業の内訳が公表されていないため、「-」としている。

付4-(2)-2表 サービス業内の各産業の有業者シェア（2012年）

	有業者シェア									特化係数								
	情報通信業	運輸業、郵便業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）	情報通信業	運輸業、郵便業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）
北海道	1.6	6.2	3.1	7.1	4.3	5.2	14.2	1.4	8.1	0.5	1.1	0.8	1.1	1.1	1.0	1.2	1.6	1.2
青森県	1.0	5.0	2.3	5.5	4.1	4.2	13.5	1.1	6.7	0.3	0.9	0.6	0.9	1.0	0.8	1.1	1.3	1.0
岩手県	1.2	5.1	2.2	6.3	3.6	4.6	11.6	1.3	5.8	0.4	0.9	0.6	1.0	0.9	1.0	1.0	1.6	0.9
宮城県	2.4	6.2	3.2	5.6	3.3	5.3	11.4	1.0	7.2	0.8	1.1	0.9	0.9	0.8	1.1	1.0	1.1	1.1
秋田県	1.0	4.6	2.2	5.3	4.4	4.7	14.7	1.6	5.6	0.3	0.8	0.6	0.9	1.1	0.9	1.2	1.8	0.8
山形県	1.0	3.9	1.9	5.5	3.5	4.2	12.0	1.4	6.1	0.3	0.7	0.5	0.9	0.9	0.8	1.0	1.6	0.9
福島県	1.2	4.9	2.4	5.7	4.2	4.5	11.5	1.2	5.6	0.4	0.8	0.7	0.9	1.1	0.9	1.0	1.4	0.8
茨城県	2.2	6.0	4.2	4.7	4.3	4.6	9.9	0.9	5.9	0.7	1.0	1.1	0.8	1.1	0.9	0.8	1.0	0.9
栃木県	1.2	5.3	4.0	6.1	4.4	4.5	9.7	1.0	5.2	0.4	0.9	1.1	1.0	1.1	0.9	0.8	1.1	0.8
群馬県	1.4	5.2	2.3	5.7	3.9	4.6	12.3	1.0	5.2	0.4	0.9	0.6	0.9	1.0	0.9	1.0	1.1	0.8
埼玉県	4.2	7.3	3.7	6.2	3.9	4.7	10.0	0.5	7.1	1.3	1.3	1.0	1.0	1.0	0.9	0.8	0.6	1.0
千葉県	4.4	8.0	3.8	6.3	5.1	5.0	10.2	0.6	7.7	1.4	1.4	1.0	1.0	1.3	1.0	0.9	0.6	1.1
東京都	8.5	5.1	7.3	7.3	4.1	5.1	9.7	0.5	8.5	2.7	0.9	2.0	1.2	1.0	1.0	0.8	0.6	1.3
神奈川県	6.6	6.0	4.9	6.5	3.6	5.1	10.8	0.5	7.6	2.1	1.0	1.3	1.0	0.9	1.0	0.9	0.6	1.1
新潟県	1.2	5.0	2.1	5.7	4.7	4.4	11.8	1.2	5.7	0.4	0.9	0.6	0.9	1.2	0.9	1.0	1.4	0.8
富山県	1.8	4.8	2.2	5.5	4.1	4.2	12.3	0.9	6.3	0.6	0.8	0.6	0.9	1.0	0.8	1.0	1.0	0.9
石川県	2.2	4.9	2.7	6.7	4.3	5.0	12.8	1.1	5.1	0.7	0.8	0.7	1.1	1.1	1.0	1.1	1.3	0.8
福井県	1.5	4.4	3.3	5.1	3.8	4.4	12.2	1.7	6.2	0.5	0.8	0.9	0.8	1.0	0.9	1.0	1.9	0.9
山梨県	1.1	4.2	2.2	7.1	3.8	4.8	11.7	1.1	5.3	0.4	0.7	0.6	1.1	1.0	1.0	1.0	1.3	0.8
長野県	1.5	3.8	2.7	6.0	3.6	4.6	11.7	1.4	5.2	0.5	0.7	0.7	1.0	0.9	0.9	1.0	1.7	0.8
岐阜県	1.4	4.8	2.7	7.0	4.2	4.8	11.2	0.9	5.8	0.4	0.8	0.7	1.1	1.1	1.0	0.9	1.1	0.9
静岡県	1.5	5.7	2.6	6.7	3.6	4.2	9.7	1.0	5.7	0.5	1.0	0.7	1.1	0.9	0.8	0.8	1.1	0.8
愛知県	1.9	5.9	3.0	5.8	3.6	4.6	9.8	0.5	6.0	0.6	1.0	0.8	0.9	0.9	0.9	0.8	0.6	0.9
三重県	1.1	6.4	2.1	5.7	3.8	5.1	11.7	0.9	5.9	0.4	1.1	0.6	0.9	1.0	1.0	1.0	1.1	0.9
滋賀県	1.4	5.3	2.7	5.5	3.3	6.0	11.4	0.9	5.6	0.5	0.9	0.7	0.9	0.8	1.2	1.0	1.0	0.8
京都府	2.2	5.4	3.7	7.4	4.3	7.1	12.3	0.9	6.5	0.7	0.9	1.0	1.2	1.1	1.4	1.0	1.0	1.0
大阪府	3.1	7.0	3.7	6.4	3.7	4.9	12.0	0.6	7.3	1.0	1.2	1.0	1.0	0.9	1.0	1.0	0.6	1.1
兵庫県	2.1	6.3	4.0	5.8	3.9	5.4	12.5	0.8	6.7	0.7	1.1	1.1	0.9	1.0	1.1	1.1	1.0	1.0
奈良県	2.1	4.4	3.3	6.3	4.0	6.6	13.2	0.9	7.1	0.7	0.8	0.9	1.0	1.0	1.3	1.1	1.1	1.1
和歌山県	1.3	4.9	2.8	5.8	3.6	5.7	14.6	1.4	5.8	0.4	0.9	0.8	0.9	0.9	1.1	1.2	1.6	0.9
鳥取県	1.1	4.4	2.8	5.9	3.7	5.5	15.1	1.3	6.3	0.4	0.8	0.7	0.9	0.9	1.1	1.3	1.5	0.9
島根県	1.0	3.7	2.6	5.6	3.6	5.6	15.7	1.9	5.9	0.3	0.6	0.7	0.9	0.9	1.1	1.3	2.2	0.9
岡山県	1.4	5.8	2.5	5.2	3.6	5.6	14.2	1.1	6.2	0.5	1.0	0.7	0.8	0.9	1.1	1.2	1.3	0.9
広島県	1.8	6.6	2.9	5.6	3.8	5.1	12.8	1.0	5.8	0.6	1.1	0.8	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	0.9
山口県	1.1	5.6	2.5	5.7	3.9	4.8	14.8	1.3	7.1	0.4	1.0	0.7	0.9	1.0	1.0	1.2	1.5	1.1
徳島県	1.3	3.6	2.3	4.9	3.8	5.9	15.2	1.2	4.8	0.4	0.6	0.6	0.8	0.9	1.2	1.3	1.3	0.7
香川県	1.4	5.5	2.5	5.5	4.3	5.4	13.4	1.5	5.6	0.4	1.0	0.7	0.9	1.1	1.1	1.1	1.8	0.8
愛媛県	1.4	5.5	2.7	5.2	3.8	4.3	14.9	1.5	6.0	0.4	1.0	0.7	0.8	0.9	0.9	1.3	1.8	0.9
高知県	0.9	3.4	2.8	6.5	4.2	5.5	16.6	1.7	4.9	0.3	0.6	0.7	1.0	1.1	1.1	1.4	1.9	0.7
福岡県	2.6	6.5	3.4	6.3	4.0	5.2	15.3	0.7	6.9	0.8	1.1	0.9	1.0	1.0	1.0	1.3	0.8	1.0
佐賀県	1.1	4.7	2.5	5.4	4.0	4.7	14.5	1.8	6.0	0.3	0.8	0.7	0.9	1.0	0.9	1.2	2.1	0.9
長崎県	1.3	4.1	2.4	6.1	3.8	5.8	16.8	1.2	5.9	0.4	0.7	0.6	1.0	1.0	1.2	1.4	1.4	0.9
熊本県	1.1	4.2	2.4	5.5	3.9	4.9	15.9	1.2	5.4	0.4	0.7	0.7	0.9	1.0	1.0	1.3	1.4	0.8
大分県	1.5	4.6	2.7	6.9	3.3	4.7	15.9	0.8	5.6	0.5	0.8	0.7	1.1	0.8	0.9	1.3	0.9	0.8
宮崎県	1.1	4.2	2.6	6.1	4.0	5.6	15.3	1.5	5.6	0.4	0.7	0.7	1.0	1.0	1.1	1.3	1.7	0.8
鹿児島県	0.8	5.0	2.3	6.3	3.8	5.3	17.1	1.5	5.1	0.3	0.9	0.6	1.0	1.0	1.1	1.4	1.8	0.8
沖縄県	2.0	5.5	3.3	8.9	4.8	6.0	14.8	1.0	9.1	0.6	1.0	0.9	1.4	1.2	1.2	1.2	1.1	1.4

資料出所 総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」の調査票情報を厚生労働省労働政策担当参事官室にて独自集計
 (注) 1) 有業者シェアは、公務を除く全産業の有業者数に対して各産業の有業者数が占める割合。
 2) 特化係数=各都道府県の有業者シェア/全県計の有業者シェア

付4-(3)-1表 就業者の純流入

都道府県	常住地による 就業者数(人)	従業地による 就業者数(人)	就業者の 純流入数(人)	純流入比率 (%)	都道府県	常住地による 就業者数(人)	従業地による 就業者数(人)	就業者の 純流入数(人)	純流入比率 (%)
北海道	2,509,464	2,507,452	-2,012	-0.037	滋賀県	673,612	635,920	-37,692	-2.672
青森県	639,584	639,955	371	0.027	京都府	1,219,370	1,217,670	-1,700	-0.064
岩手県	631,303	627,819	-3,484	-0.262	大阪府	3,815,052	4,215,600	400,548	4.518
宮城県	1,059,416	1,059,442	26	0.001	兵庫県	2,489,617	2,266,885	-222,732	-3.986
秋田県	503,106	502,137	-969	-0.089	奈良県	596,525	470,815	-125,710	-8.975
山形県	565,982	565,284	-698	-0.060	和歌山県	450,969	434,823	-16,146	-1.611
福島県	934,331	929,028	-5,303	-0.261	鳥取県	287,332	287,170	-162	-0.028
茨城県	1,420,181	1,355,813	-64,368	-2.167	鳥根県	347,889	348,018	129	0.018
栃木県	977,126	962,945	-14,181	-0.706	岡山県	900,116	895,753	-4,363	-0.224
群馬県	965,403	968,262	2,859	0.142	広島県	1,343,318	1,352,416	9,098	0.318
埼玉県	3,482,305	2,750,078	-732,227	-10.178	山口県	665,489	660,225	-5,264	-0.363
千葉県	2,899,396	2,286,263	-613,133	-9.863	徳島県	347,093	344,840	-2,253	-0.287
東京都	6,012,536	8,174,125	2,161,589	16.426	香川県	462,418	464,684	2,266	0.228
神奈川県	4,146,942	3,436,282	-710,660	-7.854	愛媛県	651,605	653,246	1,641	0.115
新潟県	1,155,795	1,156,243	448	0.019	高知県	335,775	335,005	-770	-0.101
富山県	546,363	545,487	-876	-0.080	福岡県	2,262,722	2,264,551	1,829	0.036
石川県	582,449	583,812	1,363	0.117	佐賀県	409,277	413,644	4,367	0.514
福井県	402,251	403,324	1,073	0.133	長崎県	650,972	647,750	-3,222	-0.226
山梨県	414,569	408,044	-6,525	-0.756	熊本県	834,244	828,041	-6,203	-0.341
長野県	1,091,038	1,090,215	-823	-0.038	大分県	550,451	550,325	-126	-0.011
岐阜県	1,022,616	953,268	-69,348	-3.333	宮崎県	531,213	531,287	74	0.007
静岡県	1,897,194	1,898,107	913	0.024	鹿児島県	776,993	775,326	-1,667	-0.098
愛知県	3,676,174	3,764,223	88,049	1.188	沖縄県	578,638	578,460	-178	-0.013
三重県	895,097	871,249	-23,848	-1.286					

資料出所 総務省統計局「平成22年国勢調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
(注) 純流入比率は、就業者の純流入数を常住地による人口(夜間人口)で除して算出。

付4-(3)-2表 各産業における特化係数と労働生産性の関係

①正の相関がみられる産業

業種	係数	t 値
情報通信業	1.92489	7.95519
不動産業, 物品賃貸業	3.57762	7.10376
学術研究, 専門・技術サービス業	5.71539	5.07354
運輸業, 郵便業	2.30171	3.43746
卸売業, 小売業	3.92102	2.39436

②負の相関がみられる産業

業種	係数	t 値
建設業	-3.60672	-5.05740
医療, 福祉	-2.01658	-3.91645

③統計的に有意な相関がみられない産業

業種	係数	t 値
製造業	1.07763	1.96701
複合サービス事業	-0.90301	-1.95929
農林水産業	-0.23057	-1.84701
金融業, 保険業	5.62412	1.77383
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-0.54662	-1.24441
教育, 学習支援業	1.30523	1.08134
サービス業 (他に分類されないもの)	0.43364	0.94377
宿泊業, 飲食サービス業	0.13132	0.68348
電気・ガス・熱供給・水道業	-4.55873	-0.67123
生活関連サービス業, 娯楽業	0.40708	0.40744

資料出所 総務省統計局「平成22年国勢調査」、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて推計

- (注) 1) 各産業の労働生産性は2012年、各産業の特化係数は2010年の値を使用。
 2) 各産業の労働生産性 = 各産業の付加価値額 / 各産業の従業者数
 3) 各産業の特化係数 = 各都道府県の従業者ごとの産業別就業者シェア / 全県計の産業別就業者シェア

付4-(3)-3表 各産業における高等教育機関卒業人材の集積と労働生産性の関係

【各産業における高等教育機関卒業人材比率と労働生産性の関係】

①正の相関がみられる産業

業種	係数	t 値
製造業	0.09175	7.47453
建設業	0.09847	7.38314
運輸業、郵便業	0.11047	6.99207
学術研究、専門・技術サービス業	0.13988	4.94274
金融業、保険業	0.23651	4.36217
卸売業、小売業	0.04799	3.92599
情報通信業	0.07690	3.72968
不動産業、物品賃貸業	0.07699	3.48123
生活関連サービス業、娯楽業	0.04881	3.55411
農林水産業農林水産業	0.05191	2.95223
サービス業（他に分類されないもの）	0.02828	2.70503
医療、福祉	0.04239	2.07462

【各産業における高等教育機関卒業人材密度と労働生産性の関係】

①正の相関がみられる産業

業種	係数	t 値
建設業	0.16127	11.02948
運輸業、郵便業	0.14020	9.05450
製造業	0.14782	8.31394
学術研究、専門・技術サービス業	0.20887	7.30082
金融業、保険業	0.21752	6.83444
不動産業、物品賃貸業	0.15497	6.33073
卸売業、小売業	0.10940	5.61930
生活関連サービス業、娯楽業	0.11886	5.32011
情報通信業	0.07913	3.79372
サービス業（他に分類されないもの）	0.07226	3.52559
教育、学習支援業	0.09393	2.66791

②統計的に有意な相関がみられない産業

業種	係数	t 値
電気・ガス・熱供給・水道業	0.23269	1.57267
複合サービス事業	-0.00669	-0.37040
宿泊業、飲食サービス業	0.00159	0.27897
教育、学習支援業	0.00883	0.25914

②統計的に有意な相関がみられない産業

業種	係数	t 値
宿泊業、飲食サービス業	0.02583	1.90668
医療、福祉	0.04218	1.84224
電気・ガス・熱供給・水道業	0.18389	1.76721
農林水産業	0.13350	1.71182
複合サービス事業	-0.00765	-0.13989

資料出所 総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」（調査票情報を厚生労働省労働政策担当参事官室にて独自集計）「地域別統計データベース」、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて推計

- (注) 1) 各産業における労働生産性と高等教育機関卒業人材数は2012年の値を使用。
 2) 各産業の労働生産性 = 各産業の付加価値額 / 各産業の従業者数
 3) 短大、高専、大学、大学院を卒業した有業者を高等教育機関卒業人材とした。
 4) 各産業の高等教育機関卒業人材比率 = 各産業の高等教育機関卒業人材数 / 各産業の有業者数 × 100
 5) 各産業の高等教育機関卒業人材密度 = 各産業の高等教育機関卒業人材数 / 可住地面積
 6) 鉱業、採石業、砂利採取業については、大学等卒業人材のいない地域もあるため、除外している。